

## 「かながわ子どもみらいプラン」（ひとり親家庭等自立促進計画）における 主な取組状況について

### 1 子育てや生活支援

#### (1)ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

母子・父子家庭の母、父、寡婦又は当該家庭の児童等の病気、冠婚葬祭、就職活動等による家事機能低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行う事業を実施している。

#### ア 派遣内容

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買物、医療機関への連絡など

#### イ 利用者負担額

(ア)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯

a 生活援助 1時間あたり 0円 (負担割合 なし)

b 子育て支援 1時間あたり 0円 (負担割合 なし)

(イ)児童扶養手当支給水準の世帯

a 生活援助 1時間あたり 150円 (負担割合 1割)

b 子育て支援 1時間あたり 70円 (負担割合 1割)

※平成27年7月1日より、県単独事業として寡婦（夫）控除みなし適用を実施  
(平成30年6月より国事業として事業化)

#### ウ 予算及び実績額

( )は実績 (単位:千円)

年度	町 村 分		県 所 管 市 分		合計
	国庫補助 1/2	県負担 1/2	国庫補助 1/2	県補助 1/4	
26	125(60)	125(62)	1,000(355)	500(178)	1,750(655)
27	125(60)	125(54)	933(355)	467(178)	1,650(654)
28	125(76)	125(77)	933(318)	467(160)	1,650(631)
29	125(53)	125(61)	933(540)	467(270)	1,650(917)
30	125(6)	125(6)	933(196)	467(98)	1,650(306)
31(元)	250	250	684	342	1,650

## 2 就業支援

### (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、自立支援を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職準備や転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を実施している。

就業相談については、相談者の家庭の状況や職業能力の適性、希望する仕事内容などを考慮して、応募書類の作成支援、模擬面接等を実施している。平成30年度は相談件数、就職件数ともに減少（相談件数515件減少、就職件数291件減少）した。

また、実務経験やパソコン経験のない方を対象にパソコン教室を開催した。カリキュラムにはパソコンの基本操作のほか、キャリアカウンセリングによる就業支援を組み込んでいるため、参加者の約20%が受講後就業が決定しており、就職に役立っている。

### ア 就業相談実績（政令市・中核市を除く）

【平成26～30年度実績】

（単位：件）

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談 件数	就業相談件数	649	842	1,108	1,163	648
	求職者・情報提供 紹介状発行	830	1,016	937	728	437
計		1,479	1,858	2,045	1,891	1,085
上記のうち就職件数		76	89	73	58	35

（注）就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

○就職決定者の内訳（平成26年度～平成30年度実績）（単位：人）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事務	31 (13, 18)	25 (3, 22)	13 (3, 10)	27 (12, 15)	6 (2, 4)
医療・福祉	13 (3, 10)	21 (6, 15)	24 (8, 16)	12 (7, 5)	9 (3, 6)
卸売・小売業、 飲食店	10 (0, 10)	10 (0, 10)	12 (2, 10)	2 (1, 1)	7 (2, 5)
製造業	9 (1, 8)	9 (3, 6)	14 (3, 11)	7 (3, 4)	3 (2, 1)
運輸業	3 (2, 1)	1 (0, 1)	0	0	0
教育	4 (1, 3)	4 (1, 3)	2 (0, 2)	1 (0, 1)	0
その他	6 (1, 5)	19 (7, 12)	8 (1, 7)	9 (3, 6)	10 (1, 9)
合計	76 (21, 55)	89 (20, 69)	73 (17, 56)	58 (26, 32)	35 (10, 25)

※（ ）内は正規、非正規

イ 就業支援講習会開催実績

○適職発見セミナー開催実績（横浜市、相模原市と共同実施）

求職中のひとり親家庭のひとり親を対象に、自分の適職を見つけ、就職の見通しをたてるためのセミナーを実施。

（平成30年度）3日間のセミナーを2回、1日のセミナーを1回開催、延べ65人参加。

＜参加者へのアンケート結果＞

- ・参加者のうち約60%が就業中（パート等49%、正社員32%）
- ・「セミナーが就職・転職に役立ちそう」と回答した方 85%

○パソコン教室開催実績（政令市、中核市を除き実施）

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施（あわせて就業相談を実施）。4日間コースを4回、3日間コースを3回、2日間コースを1回、1日間コースを2回、他にパソコン（データ整理術）&ひとり親交流会の1日コースを1回開催。計83人参加。

＜参加者へのアンケート調査＞

- ・参加者のうち約37%が求職中、受講終了後約20%が就業決定している。
- ・講座全体について「満足」と回答した方 89%

## (2) 高等職業訓練促進給付金の実施

ひとり親家庭の親が就職に有利でかつ生活の安定に資する資格取得のため、1年以上（※1）養成機関で修業する場合に、一定期間、促進給付金を支給し訓練中の生活の経済的負担を軽減するとともに、養成機関で修業が修了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援する事業を実施している。

- ・支給額 月額100,000円ないし月額70,500円（所得により異なる）  
課程修了までの期間の最後の12月は月額40,000円の加算（※2）  
修了支援給付金は1回50,000円ないし25,000円（卒業時支給）
  - ・支給期間 上限4年間（※3）
  - ・対象資格 1年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格例 看護師（准看護師）、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等
- （※1 平成27年度までは2年以上  
※2 令和元年度支給分から適用  
※3 平成27年度までは2年間、平成30年度までは3年間）

○支給人数及び資格取得実績（政令市・中核市を除く）

（平成30年度実績）

支給人数及び支給総額：108人 108,089千円（政令市・中核市を除く）

○資格取得の状況（平成26～30年度支給者、政令市・中核市を除く）（単位：人）

区分	資格取得者数	就業に結びついた人数			求職中	就学継続	不明
		総数	常勤	パート			
看護師等	26年度	21	18	18	0	0	3
	27年度	21	18	16	2	0	1
	28年度	23	22	22	0	0	0
	29年度	24	20	20	0	0	4
	30年度	22	22	19	3	0	0
保育士等	26年度	11	10	8	2	0	1
	27年度	2	1	1	0	0	1
	28年度	4	4	3	1	0	0
	29年度	13	11	7	4	0	1
	30年度	7	7	4	3	0	0
計	26年度	32	28	26	2	0	4
	27年度	23	19	17	2	0	2
	28年度	27	26	25	1	0	0
	29年度	37	31	27	4	0	1
	30年度	29	29	23	6	0	0

○神奈川県内において、平成30年度は資格取得者数全員が就業しており、多くは常勤として雇用されている。

（参考）修業期間は3年に延長された。（平成28年度～）

### (3) 自立支援教育訓練給付金の実施

事業実施主体である県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、対象講座の受講料の6割相当額を支給する。

- 対象者 次の要件を全て満たす者
  - ・ 児童扶養手当支給水準の母子家庭又は父子家庭の父
  - ・ 適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者
  - ・ 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者 ※
- 支給額 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）

※平成29年4月国制度変更

雇用保険の一般教育訓練給付金の受給資格のある者は、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

○ 事業実績（県のみ）

	支給件数 (件)	支給額計 (円)	講座名（人）
平成26年度	1	13,960	介護職員初任者(1)
平成27年度	0	0	
平成28年度	0	0	
平成29年度	7	361,558	簿記2級(1)、医療事務(2)、医療事務(2)、介護職員実務者(3)、大型1種(1)
平成30年度	10	377,993	行政書士(1)、介護職員初任者(3)、介護福祉士実務者(5)、登録販売者(1)

## 2 経済的支援

### (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等に対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、貸付を実施している。

（父子及び寡婦についても準用）

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

○貸付実績（平成26～30年度）（政令市・中核市を除く）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数 (件)	貸付金額 (千円)	件数 (件)	割合 (%)	貸付金額 (千円)	割合 (%)
平成26年度	955	455,454	883	92.5	424,248	93.1
平成27年度	975	464,012	890	91.3	428,209	92.3
平成28年度	957	457,443	880	92.0	424,116	92.7
平成29年度	1,087	537,054	1,013	93.2	502,213	93.5
平成30年度	933	480,140	876	93.9	452,961	94.3

- **貸付金の9割以上が、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金という学費への貸付となっている。**

（参考）政令市・中核市の状況

平成30年度貸付実績 1,399件 689,115千円

○償還状況（政令市・中核市を除く）

年度/区分		調定額(千円)	収入済額(千円)	償還率(%)
平成26年度	現年度	445,511	321,806	72.2
	過年度	1,266,917	83,051	6.6
	計	1,712,728	404,857	23.6
平成27年度	現年度	473,989	343,833	72.5
	過年度	1,301,939	102,270	7.9
	計	1,775,928	446,103	25.1
平成28年度	現年度	353,336	289,379	81.9
	過年度	1,289,592	131,286	10.2
	計	1,642,928	420,665	25.6
平成29年度	現年度	451,354	336,000	74.4
	過年度	1,205,649	77,475	6.4
	計	1,657,003	413,475	25.0
平成30年度	現年度	449,534	344,098	76.5
	過年度	1,228,330	87,144	7.1
	計	1,677,864	431,241	25.7

○ 償還率は、現年度（新たに償還が始まった分）については、70%以上償還されているが、過年度（過去の滞納分）については、償還率が低くなり、そのため収入未済金が増加している。

本貸付制度は、償還金を原資として、貸付を行っていることから、貸付金額も減少せざるを得ないことが課題となっており、より効果的な未収金対策を実施している。

<未収金対策>

- ・債権管理回収部門において貸付金の償還業務を実施（平成24年度～）。
- ・債権回収会社に未納債権の回収を委託（平成25年度～）。
- ・借受者の便宜及び未収金減少のため、返済金の口座振替を導入（平成28年度～）。
- ・口座振替対象金融機関を7行から12行へ拡大（令和元年度～）。
- ・償還の案内等に、償還金を原資とした貸付金であることを認識してもらうフレーズと「かながわキンタロウ」のロゴマークを導入（平成30年度～）

## (2) 児童扶養手当の給付

父母の離婚、父の死亡等により父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とし、手当の給付を実施している。

○受給者数及び給付実績額（指定都市・中核市含む）（単位：人、千円）

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	55,120	54,416	53,307	51,257	49,216
給付実績額	25,319,266	25,190,267	25,262,396	25,288,469	25,323,462

（参考）未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を17,500円/人、給付する。（令和元年度）

### (3) 寡婦（夫）控除みなし適用の実施

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、高等職業訓練給付金等の支給額の算定時において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

○平成27年7月～ 県単独事業

<対象事業>

県営住宅家賃、高等職業訓練促進給付金、児童入所施設措置費など

○平成30年6月（各事業等の適用内容の実施時期）～ 国事業化

<対象事業>

児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、児童入所施設措置費、  
小児慢性特定疾病医療費、子どものための教育・保育給付費負担金など  
市町村民税に基づき算定する25事業に適用

## 4 相談体制と情報提供の充実

### (1) 養育費取得に向けた支援

母子家庭等の生計安定への支援として、養育費確保のための専門家による相談を実施している。（月1回～2回実施）

○相談実績（政令市・中核市除く）（単位：延べ件数）

年度 区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
離婚前の相談	13	24	26	17	8
養育費	17	8	11	7	16
法律問題	3	0	0	0	3
その他	1	21	1	2	3
合計	34	53	38	26	30

\*離婚調停中も含む



## (2) 母子・父子自立支援員による相談の実施

母子家庭、父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な貸付金を始めとして生活全般にわたる支援を行い、自立援助と福祉の向上を図るため、県内の各福祉事務所において相談業務を行っている。相談のうち、平成29年度は約58%が経済的支援・生活援護に関するものであり、平成26年度から通してみると60%前後で推移している。

県内の母子・父子自立支援員設置数 72名  
(うち政令市・中核市を除くと28名)

○相談実績：政令市・中核市を除く

(単位：件)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生活一般	4,183	4,209	4,661	5,031	5,360
児童	1,285	1,229	1,296	1,415	1,725
経済的支援・ 生活援護	9,202	10,284	10,906	9,257	9,348
その他	303	201	231	193	257
計	14,973	15,923	17,094	15,896	16,690

(参考) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱  
(国制定) (抜粋)

### 第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

○平成30年度相談項目内訳

項目	内訳	件数	割合(%)
生活一般	住宅	527	3.16
	医療・健康	1,152	6.90
	家庭紛争	980	5.87
	就労	1,802	10.80
	結婚	55	0.33
	養育費	275	1.65
	借金	104	0.62
	その他	465	2.79
	小計	5,360	32.12
児童	養育	708	4.24
	教育	739	4.43
	非行	28	0.17
	就職	33	0.19
	その他	217	1.30
	小計	1,725	10.33
経済的支援・ 生活援護	母子父子寡婦福祉資金貸付金	4,010	24.02
	公的年金	107	0.64
	児童扶養手当	3,044	18.24
	生活保護	273	1.64
	税	170	1.02
	その他	1,744	10.45
	小計	9,348	56.01
その他	売店設置（法第25条）	3	0.02
	たばこ販売（法第26条）	0	0
	母子世帯向公営住宅（法第27条）	96	0.57
	父子世帯向公営住宅（法第31条の8）	1	0.01
	母子・父子福祉施設の利用	59	0.35
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	98	0.59
	小計	257	1.54
合計		16,690	100.00

### (3) リーフレットやホームページ等による広報の充実

様々な支援情報をとりまとめて紹介するリーフレット「ひとり親家庭の皆さんへ」を、児童扶養手当受給者全てに提供できるよう、令和元年度は20,000部作成した。ひとり親家庭の方が手続きに訪れることの多い市町村の児童扶養手当窓口において、主に児童扶養手当現況届の時期（8月）に配布している。

平成29年度よりリーフレットには、ひとり親家庭総合支援サイト「カナ・カモミール」のQRコードを掲載、また、県ホームページにも、各支援制度にリンクする総合的なメニューページを設けている。